

母親への眼差し

政治経済学部 1 年 伊藤直哉

0 社会認識・理想社会像・問題意識

昨今、グローバル化に伴い人・物品・情報などの流通が盛んになっている。また、産業構造の高度化により社会が成熟化した。その流れの中で人々の持つ価値観が多様化している。各人が多様な価値観を持つことにより、多様なライフコースを取り始めている。この結果として女性の社会進出、少子化や核家族化の進行が始まった。核家族化とは一組の夫婦と未婚の子どもだけによって構成される家族のことをさす。また、家庭や地域コミュニティの中で、お互いに助け合う機能が弱まりを見せている。ここにおいて、家庭における養育者の負担が増えてきている。それに伴い児童虐待といった問題が生じるなどの、家庭環境にも変化が生じている。かつて女性は専業主婦として家庭のなかにとどまって子どもの世話をするということが当たり前であった。しかし、価値観の多様化や、経済的側面からの要請などにより、80 年代以降になると働く女性が増加し、90 年代半ばには女性の労働力人口は、女性人口全体の過半数を占めるようになった。この女性労働人口の増加傾向は現在も続いている。つまり、女性は以前のように、家事と子育てをしていれば良いという状況ではなくなった。現在、女性の多くは、家事をこなし、仕事に従事し、さらに子育てをするという状況にあるのだ。

私の理想社会像は「自律できる社会」である。「自律」とは、自らが能動的に判断することを指す。自らが能動的に判断することが出来ることで人間は主体的に生活できる。そうした自律が出来るためにはまず愛着を受ける必要がある。愛着を得ることは即ち他者からの承認を受けているということである。ここにおいて、自分が何者であるかといったようなアイデンティティの獲得につながる。なぜなら、アイデンティティは他者からの承認によりもたらされるものであるからである。そして、自分が何者であるかを知ることにより、自ら能動的に判断できるようになる。また、その愛着を受ける場所というのが家庭内において、とりわけ母親により受けることが出来る。母親は生まれた直後においては唯一の他者である。つまり、初めての他者である母親から愛着を受けることが出来ないことは、即ちはじめの他者から承認を受けることが出来ないことにつながる。したがってそのようにしてアイデンティティを獲得することが出来ない子どもは自分が何者であるかがわからないという状態に陥る。自分が何者であるかというようなことがわからないということは、即ち能動的に振舞うことが出来ないことを意味する。能動的に振舞えない結果、例えば、引きこもりや働くことが出来ないといった、社会に対して進出していくようなことが難しくなる。ここにおいて、能動的に振舞うことが出来るようになる愛着を与えてくれる母親に焦点を当てたとき、虐待は愛着を与えていないものの最たるものとして挙げる事ができる。したがって虐待を問題意識として持つのである。

目次

- 0 社会認識・理想社会像・問題意識
- 1 序
- 2 現状分析
 - 2-1 虐待とは
 - 2-2 虐待と^{しつけ}躾
 - 2-3 児童虐待の障害の程度の判定基準
 - 2-4 里親制度とは
- 3 原因分析
 - 3-1 親の負担
 - 3-1-1 経済的問題
 - 3-1-2 望まない妊娠
 - 3-1-3 育児不安
 - 3-2 里親制度
- 4 政策
 - 4-1 スクリーニング
 - 4-2 経済支援
 - 4-3 望まない妊娠への対策
 - 4-4 育児不安への支援
 - 4-5 里親制度

1 序

本レジュメでは前期に引き続いて虐待を扱う。また、レジュメ中に前期に研究した事項が含まれている。これは本レジュメにおいてその参照が必要であるためであるので、ご了承願いたい。

2 現状分析

2-1 虐待とは

虐待は以下のように分類される。

身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待は以上の4つに分けられる。

2-2 虐待と躰^{しつけ}

虐待という言葉を知ると、子どもが養育者によって暴力を受けるところを想像しがちである。しかし、実は子どもを罵倒したり、食事を与えなかったりすることも虐待に含まれるのである。そのような視点で見ると、虐待かどうかの判断が難しいように思われるものも存在する。例えば、子どもへの躰のために怒鳴るという行為である。これを虐待ではないと考える方は多いように思われる。なぜなら、一般にこれはいわゆる「躰」と考えられているからである。しかし、長時間しかりつけることや、おびえるような罵声を浴びせることは虐待といっても過言ではない。なぜなら、怒鳴ることは子どもを怯えさせ、エスカレートすると精神障害につながるからである。これは特に精神的虐待に分類される。

また、躰のためにつねったり、叩いたりすることも虐待に当たる。なぜなら、子どもは、親等の主たる教育者が論理的に子どもを納得させることが出来ず、暴力によりその子どものした悪さを正そうとされると、「悪い子（もの）には暴力で教えるのだ」という思考回路を身につけてしまうからだ。他にも、大人は怖いもの等という刷り込みが植えつけられてしまうことにより、疑心暗鬼に陥る可能性がある。さらに、そのような対応を受けて成長する子どもは攻撃性を身につけ、思春期後にその攻撃性が発現することが指摘されている。

上記の虐待と躰の分かれ目に共通することは、子どもに悪影響があるかどうか、ということである。つまり、子どもの視点に立った考え方が必要なのである。躰のために一時的に暴力を振るうことは仕方ないとする人もいるであろう。しかし、実際のところ、暴力による教育的効果はさほど期待できない。やはり、子どもを諭すなど、暴力を用いずに教育することが求められる。ただし、暴力と説得、どちらのほうが行方者にとって簡単かといえば、それは前者となるであろう。なぜなら、言うて聞かせるより、殴って聞かせるほうが楽だからだ。これが、虐待をした人の中に、虐待の事実を否定し、「躰のためにやったのであって、虐待ではない」と述べる人がいる理由である。

虐待をする養育者たちは、好きで虐待をしてしまっているという訳ではない。自分の子どもを良い子に育てようといったような意識からうまれる過度な躰が、すなわち虐待になってしまっている場合が存在するのである。

2-3 児童虐待の障害の程度の判定基準

児童虐待は程度により4つに分けられる。

(障害の程度の判定基準)

1. 生命の危機あり：身体的虐待等によって、生命の危機に関わる受傷、ネグレクト等のため、衰弱死の危険性があるもの。

2. 重度虐待：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性があるもの。

①継続的医療を必要とするほどの外傷がある(幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある)場合。

②成長障害や発達遅滞が顕著である場合。

③生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない場合。

④明らかな性行為がある場合。

⑤家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている場合。

3. 中程度の虐待：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

①今までに慢性的にあざや傷跡ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって、身体的・情緒的にネグレクトしていたりしたために、人格形成に問題が残りそうな場合。

②現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される場合。

③親に慢性の精神疾患(統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコールや薬物依存など)があり、子どもの世話ができない場合。

④乳児を長時間大人のいない家に置き去りにしている場合。

4. 軽度の虐待：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理がみられない。

①外傷が残るほどではない暴力行為があるもの。

②子どもの健康問題が起こすほどではないが、ネグレクトの傾向がある場合(例：子どもの世話が嫌で時々ミルクをあげないことがある)。

以上のように分けることが出来る。合計で約 33%を占める中程度の虐待以上の深刻な虐待の場合は何かしらの対策が必要だということは、精神に影響が出るという点から言うことができる。また、軽度の虐待に関しても、親子関係に重篤な病理は見られないとされている。しかし、虐待はエスカレートすることがあるため、軽度の虐待であっても問題視する

必要がある。

人間関係の出発点は親子関係にある。ボウルビィは、「危機的な状況に際して、あるいは潜在的な危機に備えて、特定対象との接近性を求め、またこれを維持あるいは回復しようとする生物個体の傾性」をアタッチメントと呼んだ。アタッチメントとは愛着と訳される。そして近接関係の確立、維持、回復をすることによって、自らが安全（安心）であるという感覚を絶えず確保しようとするのが、人間の本性であると考えられている。人が特定の他者との間でできる緊密な「情緒的絆」であるアタッチメントは、一生続くものと仮定されている。なお、ここにおいて特定の他者とは母親などをはじめとする養育者を意味する。仮に子どもが養育者である母親、父親により虐待を受けることはアタッチメントの定義にある「特定対象との接近」を拒否されることとなる。これは子どもが親による愛着を受けることができない状態を意味し、他者（ここでは養育者）から承認されず、アイデンティティを形成することができない。さらに、危機的な状況に際して、特定対象との接近性を高める状況として、子どもがストレスを感じた時が挙げられる。子どもは言語獲得がなされていない状態では母親とのコミュニケーションの方法として泣いたり笑ったり無視したりするなどの身体的な言語を使用する。しかし、これを母親が虐待（特にネグレクトや身体的虐待）で対応することにより、子どもはそのストレスを解消できない。それでは、ストレスを受け続けるとどのようなことになるのか。人間はストレスを受け続けることにより精神的な障害を負う。たとえばうつ病（うつ病の原因は、はっきりとはわかっていないが、ストレスとの関係が指摘されている）、心身症（心身症とは、人生の出来事や生活の状況がストレスとなり、そのために自律神経系に混乱が生じて、身体症状が形成されることをいう）などを発症するといわれている。心身症の例を図1に示す。

図1 「心身症の症状」(医療法人なかおクリニック HP) より

1. 呼吸器系 気管支喘息、過換気症候群、神経性咳	8. 外科領域 腹部手術後愁訴、頻回手術症
2. 循環器系 本態性高血圧症、起立性低血圧症、不整脈、心筋梗塞	9. 整形外科領域 慢性関節リウマチ、全身性筋痛、頸腕症候群、腰痛症、頸腕症候群
3. 消化器系 胃・十二指腸潰瘍、慢性胃炎、過敏性腸症候群、潰瘍性大腸炎、	10. 泌尿・生殖器系 夜尿症、遺尿症、神経性頻尿、心因性インポテンツ
4. 内分泌・代謝系 肥満、糖尿病、甲状腺機能亢進症	11. 産婦人科領域 更年期障害、機能性子宮出血、月経痛、月経前症候群、続発性無月経
5. 神経・筋肉系 筋収縮性頭痛、片頭痛、自律神経失調症、めまい、冷え性、慢性疲労	12. 眼科領域 眼精疲労、眼瞼痙攣、視力低下、視野狭窄、飛蚊症、眼痛など
6. 小児科領域 気管支喘息、起立性調節障害、気管支喘息、心因性発熱、チック、夜驚症	13. 耳鼻咽喉科領域 メニエール症候群、アレルギー性鼻炎、耳鳴り、乗り物酔い
7. 皮膚科領域 アトピー性皮膚炎、円形脱毛症、多汗症、慢性蕁麻疹、皮膚掻痒症	14. 歯科、口腔外科領域 顎関節症、ある種の口内炎、特発性舌痛症、義歯不適応症

勿論、病的な状況、たとえばうつ病になる原因のすべてが虐待による原因ではない。しかし、子どものうつ状態の75%は、親子関係、学校状況、友人関係などが原因に挙げられるといわれている。特に未就学児においては親子関係以外の関係を持っていないので、親子関係における重要性がうかがえる。また、先に挙げた、原因がストレスである場合以外にも、虐待そのものによる症状として、図2のようなものがあげられる。

図2 「被虐待児に見られる症状」（上段は人数・下段はパーセンテージ）（こども未来財団 児童関連サービス調査研究等事業 2009）より

	サンプル数	知的発達 遅れの遅れ	身体発達 遅れの遅れ	不安、怯 え	うつ状態	無感動 や無反 応	強い攻 撃性	習癖異 常	食行動 上の問 題（む ちゃ食 い、拒食 など）	非社会 的問題 行動（不 登校、か ん黙な ど）	反社会 的問題 行動（非 行な ど）	性的問 題行動 （異性へ の極端 な嫌悪 感を含 む）	その他 日常生 活に支 障をきた すような 精神症 状、問題 行動等	特になし	不明	その他	無回答
合計	8108	420 5.2	208 2.6	1033 12.7	85 0.8	181 2.2	329 4.1	55 0.7	131 1.6	578 7.1	447 5.5	142 1.8	243 3.0	3343 41.2	848 10.5	138 1.7	964 11.9
（男女別）																	
男	4164	249 6.0	105 2.5	486 11.7	16 0.4	95 2.3	212 5.1	30 0.7	70 1.7	284 6.8	253 6.1	48 1.2	107 2.6	1711 41.1	430 10.3	66 1.6	489 11.7
女	3920	171 4.4	103 2.6	547 14.0	49 1.3	86 2.2	117 3.0	25 0.6	61 1.6	293 7.5	194 4.9	93 2.4	136 3.5	1631 41.6	414 10.6	72 1.8	457 11.7

『被虐待による精神の状況』をみると、「特になし」「不明」「無回答」の5,155人を除いた2,953人（36,4%）が被虐待による精神の影響があった。また、他のデータには少年犯罪を起こしたこどもの約7割が虐待を受けた経験があるというデータもある。以上のように、虐待と子どもの精神状況は密接に関係していることが分かる。

2-4 里親制度とは

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。また、家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度。以上のように説明される。児童虐待において、里親制度は、児童相談所に保護された子どもが家庭に戻る場合ができない場合において活用される。また、虐待が理由で里親制度を活用する場合は里親制度を活用する全体の約4割である。

里親制度の役割として具体的に挙げられるものとして以下のようなものが挙げられる。里親家庭に委託することにより、

- (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠

な、基本的信頼感を獲得することができる

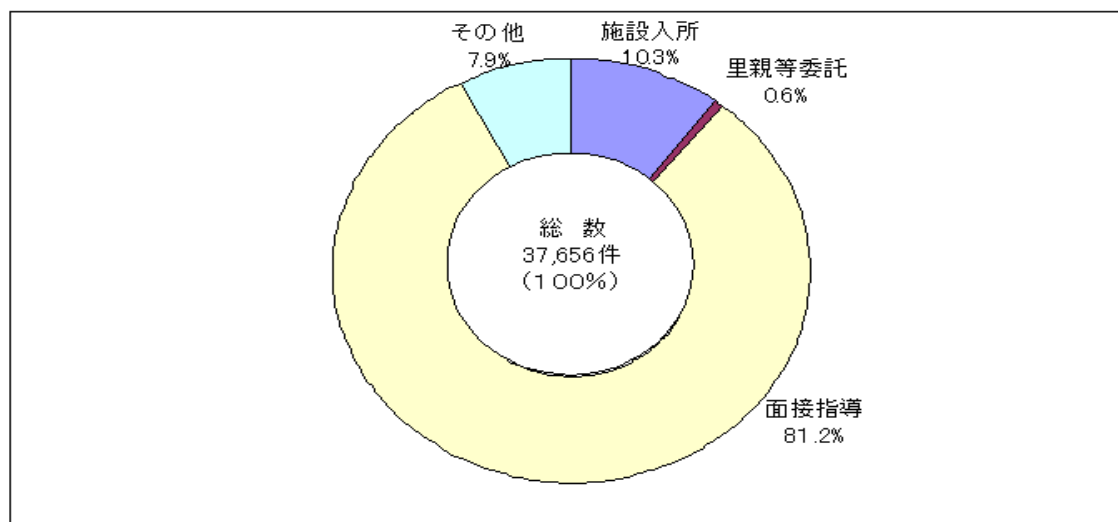
(b) 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる

(c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得したりすることができる

以上のことから、里親制度は特に（a）にある特定の大人との愛着関係の下で養育されることがわかる。また、里親制度には自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができるという目的がある。

虐待を受けた子どものうち、約 1 割程度が施設への入所が必要と判断される。そして、そのうちのほとんどは児童養護施設に入所する。しかし、施設は集団で生活する場であり、親代わりである職員と触れ合う時間は、実際の家庭の親子関係における時間と比べて少なくなる。こうした結果、子どもは家庭にいる時と比べて、児童養護施設では十分な愛情が受けられなくなる。ただし、里親に引き取られる子どもが少なからず存在する。里親に育てられるということは、すなわち家庭で育つことであり、里親に引き取られるということで児童養護施設に入所するのと比べて、より多く、養育者と接することができる。現在、家庭から引き離す必要がある子どものうち里親に引き取られるのは約 1 割でしかない。平成 18 年度では虐待により施設入所の必要がある子どもは 3,140 人(100%)いたが里親制度を活用することができたのは 286 人(9.1%)であった。以下の図 3 に、平成 18 年度の通報の対応をしめす。

図 3 「相談受付件数」(厚生労働省) より



虐待を受けた子どもが家庭に戻るできない場合は施設よりも里親のもとに行くことが望ましいということを先ほど述べた。しかし、現状として里親は不足している。その原因は里親制度の周知不足による人々の理解不足が挙げられている。実際に福岡市は広報活動を行った結果、里親が約 20%増えたことがあげられる。実際に里親制度を知らない人は約 5 割もいる。また、制度を完全に理解している人は 2 割にも満たなかった。また、のちに述べる専門里親制度を知っていた人は約 1 割ほどであった。

里親には種類が存在する。

養育里親・・・要保護児童が対象

専門里親・・・養育里親に含まれる。都道府県知事が特に支援が必要と認めた子どもが対象

養子縁組を希望する里親・・・要保護児童が対象

親族里親・・・扶養義務者およびその配偶者である親族

以上の 4 つに分類される。

養育里親になるためには、

- ①熱意と愛情があること
- ②経済的に困窮していない
- ③都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること
- ④里親本人またはその同居人が欠格事由に該当していないこと

以上の 4 つを満たすことが条件となる。専門里親の場合は①から④すべてと、養育里親あるいは児童福祉事業に 3 年以上携わったものであり、専門里親研修を修了していることが必要である。養育里親研修は 8 日間ほど行われる。

また、里親に支給される手当として、養育里親には 7 万 2 千円、専門里親には 12 万 3 千円が支給される。また、生活諸費として約 5 万円、教育費として約 4 千円、特別育成費として公立高校生には 2 万 2 千円、私立高校生には 3 万 2 千円、部活動費と塾代は中学生において実費が支給される。このほか、幼稚園費、学校給食費、見学旅行費、進学資金、就職、大学進学等自立支援費、里親委託支援費、医療費などがある。以上のことから踏まえると、里親になった暁には 300 万円程の援助金が支払われることとなる。

2010 年における里親の登録数は 7,185 人、うち養育里親 5,842 人、専門里親 548 人、養子縁組里親 1,428 人、親族里親 342 人と、養育里親が大きく占めている。しかしながら、里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わないために、里親依託が進まないといった現状もある。里親制度に登録している家庭は 2010 年度で約 7 千あるが、実際に依託されているのはそのうちの 40%ほどである。

また、里親が児童養護施設や児童相談所の一時保護などに比べて、養護される安定性などを述べたが、他にも良い点がある。それは、施設において、当該児童が他の子どもと混合で処遇されることによる、弊害が里親制度における監護においては無いことである。例えば、混合処遇を受けることにより、以下のような弊害が生じる。

図4 「困難を感じる場面(複数回答)」(才村 2008)より

水準	度数	割合(%)
被虐待児が非行児の暴力やいじめの対象になる	43	54.4
非行児の問題行動やそれに対する職員の大声による注意などで、一時保護所が殺伐とした雰囲気になる	35	44.3
養護児などが非行児の影響を受け、真似た言動が見られるようになる	52	65.8
非行児の無断外出を防ぐため、他児の所外活動が制限される。	26	32.9
非行児による学習の妨害により、他児の学習権が侵害される	31	39.2
特定の子どもの興奮が、他児に不安を与える	66	83.5
興奮や感情的な言動がおきやすい子どもに、刺激を与えて、興奮を誘発する	55	69.6
その他の困難な状況	11	13.9

複数回答による調査ではあるものの、特に、「特定の子どもの興奮が、他児に不安を与える」という項目では、8割強の人が当てはまるということがわかる。本来、子どもたちは殺伐とした家庭から逃れてきたのにもかかわらず、施設においても殺伐とした状況の中におかれてしまうことがあるのだ。このような混合処遇の問題から逃れるためにも、里親制度を活用することが望まれる。

3 原因分析

3-1 親の負担

虐待がなぜ発生するのか。それは複合的な要因が存在しており、一つに絞ることが難しい。したがって広い視点で親への支援を施すことが肝要である。以下の図に、虐待をしてしまった家庭の調査結果を示す。

図5 「虐待種別、家庭・家族の状況」(丸山 2009)より

	サンプル数	経済的な困難	不安定な就労	ひとり親家庭	DV	虐待者の心身の状態	夫婦間不和	親族、近隣、友人から孤立	他の家族間の葛藤	育児疲れ	育児に嫌悪感、拒否感情	劣悪な住環境	その他	特になし	不明	無回答
合計	8108	2721 33.6	1316 16.2	2148 26.5	1384 17.1	2519 31.1	1482 18.3	1094 13.5	663 8.2	796 9.8	565 7.0	486 6.0	290 3.6	358 4.4	483 6.0	704 8.7

この図からわかるとおり、理由として多くあげられるものが「経済的な困難」が 33.6%、「虐待者の心身の状態」が 31.1%、「ひとり親家庭」が 26.5%である。

図6 「養育者の心理的、精神的問題等」(厚生労働省)より

区分	実母						実父					
	例数(構成割合/44例)						例数(構成割合/32例)					
	あり		なし		不明		あり		なし		不明	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
育児不安	14	31.8%	4	9.1%	26	59.1%	2	6.3%	7	21.9%	23	71.9%
マタニティブルー	1	2.3%	8	18.2%	35	79.5%	-	-	-	-	-	-
産後うつ	1	2.3%	12	27.3%	31	70.5%	-	-	-	-	-	-
知的障害	1	2.3%	19	43.2%	24	54.5%	0	0.0%	11	34.4%	21	65.6%
精神障害 (医師の診断によるもの)	7	15.9%	11	25.0%	26	59.1%	0	0.0%	9	28.1%	23	71.9%
身体障害	0	0.0%	27	61.4%	17	38.6%	1	3.1%	16	50.0%	15	46.9%
その他の障害	0	0.0%	19	43.2%	25	56.8%	0	0.0%	14	43.8%	18	56.3%
アルコール依存	1	2.3%	15	34.1%	28	63.6%	0	0.0%	6	18.8%	26	81.3%
薬物依存	0	0.0%	15	34.1%	29	65.9%	1	3.1%	6	18.8%	25	78.1%
衝動性	6	13.6%	3	6.8%	35	79.5%	1	3.1%	6	18.8%	25	78.1%
攻撃性	3	6.8%	4	9.1%	37	84.1%	1	3.1%	6	18.8%	25	78.1%
怒りのコントロール不全	5	11.4%	5	11.4%	34	77.3%	1	3.1%	5	15.6%	26	81.3%
うつ状態	6	13.6%	7	15.9%	31	70.5%	0	0.0%	5	15.6%	27	84.4%
躁状態	0	0.0%	11	25.0%	33	75.0%	0	0.0%	5	15.6%	27	84.4%
感情の起伏が激しい	6	13.6%	4	9.1%	34	77.3%	1	3.1%	6	18.8%	25	78.1%
高い依存性	2	4.5%	7	15.9%	35	79.5%	1	3.1%	6	18.8%	25	78.1%
幻覚	2	4.5%	10	22.7%	32	72.7%	0	0.0%	6	18.8%	26	81.3%
妄想	2	4.5%	8	18.2%	34	77.3%	0	0.0%	6	18.8%	26	81.3%
DVを受けている	1	2.3%	9	20.5%	34	77.3%	1	3.1%	6	18.8%	25	78.1%
DVを行っている	1	2.3%	11	25.0%	32	72.7%	1	3.1%	4	12.5%	27	84.4%
自殺未遂の既往	1	2.3%	10	22.7%	33	75.0%	1	3.1%	5	15.6%	26	81.3%
養育能力の低さ	11	25.0%	5	11.4%	28	63.6%	2	6.3%	6	18.8%	24	75.0%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	0	0.0%	37	84.1%	7	15.9%	1	3.1%	25	78.1%	6	18.8%

以上のことから、死亡事例において、育児不安や養育能力の低さがその原因の多くを占めている。この傾向は以前より続いている。

また、厚生労働省の虐待による死亡の検証結果によると、約 30%が 3 ヶ月未満での死亡、約 70%が 4 ヶ月以上～18 歳未満で死亡している。また、死亡事例において、子どもの約 9 割は 3～4 ヶ月検診を受信していることに鑑みれば、3 ヶ月未満で死亡している子どもが相対的に多いことがわかる。

3-1-1 経済的問題

虐待してしまった家庭状況の中でトップに上げられている虐待理由が「経済的な困難」の 33.6%であった。

虐待をした人たちの 16%が経済不安を問題としていた。18 歳未満の子どもを持つ世帯数が平成 22 年度では約 1,199 万人である。そして、その 18 歳未満の子どもを持つ世帯数での生活保護世帯は約 12 万世帯である。つまり、子どもを持つ世帯の中で、生活保護を受けている世帯はそのうちの約 1%に過ぎないことがわかった。それにもかかわらず、虐待が発生した世帯のうち、生活保護を受給していた割合が 12.8%とかなり多い。この理由として、経済的な不安から子育てに気が回らない、子どもが親のストレスのはけ口になるといったような状況があると推測できる。

以上のように、生活保護を受けるような家庭では虐待の発生率がほかと比べて高くなることから、何らかの支援策を検討する必要がある。先の選挙で自民党が政権をとり、安倍氏が再び総理大臣に就任した。かつて、民主党政権以前の安倍政権において、阿部総理は幼児教育を無償化することを提言しており、実際にそのための予算も計上した。しかしながら、民主党政権に変わり、その計画が消失してしまった。そして現政権においても、安倍総理は幼児教育の無償化の実行を公言している。また、そのための財源があることも示唆している。前安倍政権において、2010（平成 22）年度概算要求では手始めに私立幼稚園の補助単価を 6%引き上げることとし、前年度比 51 億円増の 255 億円を計上していた。したがって、今回も段階的に補助が実行されていくとした場合、まず、児童虐待の喫緊性に鑑み、スクリーニング調査、虐待通報などによるアセスメント等で知りえた情報から彼ら生活保護世帯（リスク要因によってはこの限りではない）の人々を優先的に保育園、幼稚園などの施設に無料（政府が補償）で加入させることを提言する。

厚生労働省は被虐待児童への在宅指導の条件として、以下の条項をあげている。

- ア. 虐待が否定されるか、もしくは軽度で虐待により子どもを死に至らしめる可能性が極めて低い（＊）
- イ. 関係機関内で「在宅で援助していく」との共通認識がある。
- ウ. 家庭内にキーパーソンとなり得る人がいる。（少なくとも家庭内の情報がある程度得られる）

- エ. 子どもが幼稚園・小学校・中学校等の学校や保育所などの所属集団へ毎日通っている。(＊)
- オ. 保護者が定期的に相談機関に出向くか、民生・児童委員（主任児童委員）、家庭相談員、保健師、児童相談所職員等の、援助機関の訪問を受け入れる姿勢がある。(＊)

なお、この項目のすべてを満たすことが困難であれば、(＊)印の項目だけは最低限必要である。この条項における「ウ」の条項を満たす必要がある。尚、死亡した未就学児童のうち、保育園や幼稚園に通っていなかった子ども7割を超えている。更に、育児の負担感を感じている養育者も多い。そのため、この未就学児における、とりわけ支援が必要な家庭への保育施設への優先的入園と補助をすることで、虐待の発生を防ぐことが期待される。同時に、その効果は既に虐待をしてしまっている家庭にも発生する。なぜなら、虐待の家庭外処置を回避する最低条件の一つとして、何らかの所属集団に通う必要があるからだ。仮に虐待をしてしまっている家庭があったとしても、家庭外措置を回避し、児童相談所への通所、一時保護のみでの収束、面接指導の割合が増加することは、すなわち、要保護児童の減少につながる。つまり、里親依託に必要な子どもの数は相対的に減少することが考えられる。

3-1-2 望まない妊娠

虐待により死亡事例を参照すると、虐待で死亡する子どものうち、約8割が望まない妊娠をしている。また、児童相談所は死亡した子どもの認知が出来ていたのが約2割であった。つまり、望まない妊娠は虐待の相関が非常にあるのにもかかわらず、児童相談所はそれをほとんど認知していないのである。

3-1-3 育児不安

育児不安について述べる。産後の母親には、子どもが生まれる前後にマタニティーブルーと呼ばれる不安が発生する。また、抑うつ状態になる母親も存在しており、どの母親であっても育児不安を感じる可能性がある。虐待をしてしまう母親のうち、育児不安を感じているものは約30%いる。また、養育能力の低さも25%ほどあるなど、育児に対する自身や能力が欠けていることが伺える。その支援として現在行われているのが、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と呼ばれるものである。母親は産後に鬱になる割合が全体の1割から2割ほど存在することが明らかになっている。また、虐待予備軍(グレーゾーン)は全体の約3割前後存在する。以上のことから、早期に家庭訪問を行い、家庭環境を観察する必要があるのだ。乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う事業である。

- ・ 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ・ 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- ・ 訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- ・ 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

上記の事業は2007年より始まった。平成23年現在では、自治体におけるその実施率は92.3%と高い。しかし、それぞれの自治体がすべての家庭を訪問できているかというところでもない。

図7 「平成22年度の乳児家庭全戸訪問事業の対象者（家庭）への訪問の有無」
（厚生労働省）より

区分	市区町村数	比率
対象者(家庭)の全てを訪問した	373	25.7%
対象者(家庭)の全てを訪問しなかった	1079	74.3%
合計	1452	100.0%

図をみると、対象者(家庭)の全てを訪問した自治体は全体の25.7%と低い。全てに訪問が行き届かなかった理由として、「里帰り等で生後4か月を迎えるまで当該市町村の住居に子がいなかった」が75.3%となっている。そのうちの約40%は里帰り先で訪問事業を達成出来ている。したがって残りの約60%は訪問できていないことになる。また、次に高かった理由は「訪問の同意が得られなかった」であり、65.1%を示している。

親が家庭訪問を受ける許可を得るための交渉のスキル等は訪問研修において学ぶことが期待される。しかし、訪問人の研修を行っている自治体は72.1%であり、27.9%は研修を実施していない。

3-2 里親制度

厚生労働省は里親制度を、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度

と定義する。また、家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。以上のように説明される。児童虐待において、里親制度は、児童相談所に保護された子どもが家庭に戻るができない場合において活用される。また、虐待が理由で里親制度を活用する場合は全体の約4割である。

虐待を受けた子どものうち、約1割程度が施設への入所が必要と判断される。そして、そのうちのほとんどは児童養護施設に入所する。しかし、施設は集団で生活する場であり、親代わりである職員と触れ合う時間は、実際の家庭の親子関係における時間と比べて少なくなる。こうした結果、子どもは家庭にいる時と比べて、児童養護施設では十分な愛情が受けられなくなる。ただし、里親に引き取られる子どもが少なからず存在する。里親に育てられるということは、すなわち家庭で育つことである。里親に引き取られることにより児童養護施設に入所するのと比べて、より多く、養育者と接することができる。現在、家庭から引き離す必要がある子どものうち里親に引き取られるのは約10%でしかない。平成18年度では虐待により施設入所の必要がある子どもは3,140人(100%)いたが里親制度を活用することができたのは286人(9.1%)であった。

里親の数については、先ほども述べたように、要保護児童のうち、里親のもとに行くことができる子どもの数は10%に満たないことを考えても、少ないと言える。

虐待を受けた子どもが家庭に戻るができない場合は施設よりも里親のもとに行くことが望ましいということを先ほど述べた。しかし、現状として里親は不足している。その原因には里親制度の周知不足による人々の理解不足が挙げられている。実際に、里親制度を知らない人は約5割もいる。また、制度を完全に理解している人は2割にも満たなかった。また、のちに述べる専門里親制度を知っていた人は約1割ほどであった。

上記の現状から、現在、里親制度そのものに関してはむしろ充実していると言える。しかしながら、里親制度の人々の理解が乏しいことによって里親制度が広がりを見せていない。したがって、まず里親制度そのものの理解を人々に促す必要がある。

里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わないということが、里親依託率が上がらない理由として挙げられている。里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わないために、里親依託が進まないといった現状があるのだ。実際に、里親制度に登録している家庭は2010年度で約7千あるが、実際に依託されているのはそのうちの40%ほどである。その理由として、里親登録が都道府県別であることが挙げられる。例えば、東京都において里親登録をした後、埼玉県に移住すると、改めて埼玉県に里親制度の登録を申請しなければならない。ひるがえって、例えば東京都において里親制度を活用したい里親家庭があったとして、その条件に合う里子が埼玉県にいた場合であっても、里親制度を利用することは出来ないのだ。

4 政策

4-1 スクリーニング

虐待の予備軍は3割ほど存在するといわれている。これらの人々を発見し、適切な支援をすることによって、虐待を予防することが出来る。虐待予備軍の発見に有効とされるのが、スクリーニング調査である。スクリーニング調査とは、3～4 か月児健康診査を活用し、子育て困難家庭や虐待の危険性がある親子を、定量的方法（数的評価）と定性的方法（質的評価）を活用して早期に発見し、適切な支援が展開できるシステムである。これは東京都南多摩保健所で開発された。

具体的には、健康診査後の虐待予防検討会において、親が直接記入する「子育てアンケート」、観察結果、健診結果などをもとに、「虐待要因一覧表」に点数をいれ、定量的な把握を行う。アセスメントシートを使用しながら支援の必要性についてスクリーニングを行う。次に、支援が必要な者に対して、支援計画に基づき、個別援助活動を行う。

実際に、子ども虐待の死亡事例の約9割は検診を受けている。したがって、このスクリーニングは死亡事例においても有効だといえる。このスクリーニングをおこなえば、虐待を未然に防ぐことが期待できる。今までのような、通報されてから支援を始めるといったような後手に回っていた支援の改善が見込まれる。

4-2 経済支援

虐待をした人たちの16%が経済不安を問題としていた。18歳未満の子どもを持つ世帯数が平成22年度では約1,199万人である。そして、その18歳未満の子どもを持つ世帯数中の生活保護世帯は約12万世帯である。つまり、子どもを持つ世帯の中で、生活保護を受けている世帯はそのうちの約1%に過ぎないことがわかった。それにもかかわらず、虐待が発生した世帯のうち、生活保護を受給していた割合が12,8%とかなり多い。この理由として、経済的な不安から子育てに気が回らない、子どもが親のストレスのはけ口になるといったような状況があると推測できる。

以上のように、生活保護を受けるような家庭では虐待の発生率がほかと比べて高くなることから、何らかの支援策を検討する必要がある。先の選挙で自民党が政権をとり、安倍氏が再び総理大臣に就任した。かつて、安倍総理は幼児教育を無償化することを提言しており、実際にそのための予算も計上した。しかしながら、民主党政権に変わり、その計画が消失してしまった。そして現政権においても、安倍総理は幼児教育の無償化の実行を公言している。また、そのための財源があることも示唆している。前阿部政権において、2010（平成22）年度概算要求では手始めに私立幼稚園の補助単価を6%引き上げることとし、前年度比51億円増の255億円を計上していた。したがって、今回も段階的に補助が実行されていくと予想される。ここにおいて、まず、児童虐待の喫緊性に鑑み、スクリーニング調査、虐待通報などによるアセスメント等で知れた情報から彼ら生活保護世帯（リスク要因によってはこの限りではない）の人々を優先的に保育園、幼稚園などの施設に無料（政府が補償）で加入させることを提言する。

厚生労働省は被虐待児童への在宅指導の条件として、以下の条項をあげている。

- ア. 虐待が否定されるか、もしくは軽度で虐待により子どもを死に至らしめる可能性が極めて低い（＊）
- イ. 関係機関内で「在宅で援助していく」との共通認識がある。
- ウ. 家庭内にキーパーソンとなり得る人がいる。（少なくとも家庭内の情報がある程度得られる）
- エ. 子どもが幼稚園・小学校・中学校等の学校や保育所などの所属集団へ毎日通っている。（＊）
- オ. 保護者が定期的に相談機関に出向くか、民生・児童委員（主任児童委員）、家庭相談員、保健師、児童相談所職員等の、援助機関の訪問を受け入れる姿勢がある。（＊）

なお、この項目のすべてを満たすことが困難であれば、（＊）印の項目だけは最低限必要である。この条項における「ウ」の条項を満たす必要がある。尚、死亡した未就学児童のうち、保育園や幼稚園に通っていなかった子ども 7 割を超えている。更に、育児の負担感を感じている養育者も多い。そのため、この、未就学児における、とりわけ支援が必要な家庭への保育施設への優先的入園と補助をすることで、虐待の発生を防ぐことが期待される。同時に、その効果は既に虐待をしてしまっている家庭にも発生する。なぜなら、虐待の家庭外処置を回避する最低条件の一つとして、何らかの所属集団に通う必要があるからだ。仮に虐待をしてしまっている家庭があったとしても、家庭外措置を回避し、児童相談所への通所、一時保護のみでの収束、面接指導の割合が増加することは、すなわち、要保護児童の減少につながる。つまり、里親依託に必要な子どもの数は相対的に減少することが考えられる。

4-3 望まない妊娠への対策

先ほどのスクリーニングを用いることで、虐待により死亡する子どもの 9 割ほどを発見できる可能性を述べた。虐待で死亡する子どものうち、約 8 割が望まない妊娠をしている。また、児童相談所は死亡した子どもの認知が出来ていたのが約 2 割ほどであった。そうしたことから、スクリーニングをすることで、死亡する子どもの発見が出来ると考えられる。

4-4 育児不安への支援

乳児全戸訪問事業において、すべての家庭を訪問できていないことを原因分析で述べた。これは訪問を実行している自治体間の連携が出来ていないためである。また、「訪問の同意が得られなかった」という理由が示されている。そのため、訪問の同意を得やすいような接し方が訪問者には求められる。そこで、親が家庭訪問を受ける許可を得るための交渉の

スキル等は訪問研修において学ぶことが期待される。しかし、訪問人の研修を行っている自治体は72.1%であり、27.9%は研修を実施していない。訪問事業では、母親に警戒心を持たれると円滑な運用ができないことや、いざ訪問したとしても、訪問者に知識がない場合は円滑な運営ができない恐れがある。そのため、研修の義務化をする必要がある。

以上、乳児全戸訪問事業における問題点の解決のために、自治体間の連携強化と、訪問人の研修の徹底を提言する。ただし、これだけでは訪問の許可を得ることが出来ない際に訪問が出来なくなってしまう。そのため、最後の手段として拒否ケースの発生時には児童相談所へ通告し、強制的に立ち入ることも必要である。

4-5 里親制度

里親制度を知らない人が多数存在するため、里親になろうと思わない人がいることが示唆されている。実際に福岡市は広報活動を行った結果、里親が約20%増えた。これは、里親の制度を知ったことにより、興味を持ち、里親登録をしたという経緯があると指摘されている。また、以下の表にもあるように、里親になった動機の4割弱は児童福祉への理解から来ている。すなわち、里親制度を知らない人が半数ほどいる現状に鑑みれば、周知活動の効果を見込めること出来る。

図8 『里親申し込みの動機』（厚生労働省）より

総 数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不 詳
2,626	974	825	572	224	31
100.0%	37.1%	31.4%	21.8%	8.5. %	1.2%

仮に、積極的に里親制度を全国で周知をした場合、福岡市を例にならうと、現在の登録数が約7,500人から9,000人弱に増加することが見込める。

具体的には、織り込みチラシに里親制度の詳細を載せることや、里親セミナーの開講などが効果的であると考えられる。

また、里親制度の登録先が都道府県別であることに鑑み、その規制を撤廃することを提言する。こうすることにより、里親依託における条件探索に際して、全国規模でマッチングすることが可能である。ただし、実親の住居と離れてしまうことが考えられるが、現在求められていることは、安定した家庭内における監護を子どもが受けることであると考ええると、規制撤廃が望ましい。

参考文献

- 才村純(2008)『図表でわかる子ども虐待－保育・教育・養育の現場で活かすために』明石書店
- 高田利武・丹野義彦・渡辺孝憲(1987)『自己形成の心理学』川島書店

- 津崎哲郎・橋本和明(2008)『児童虐待はいま―連携システムの構築に向けて―』ミネルヴァ書房
- 東京都福祉保健局(2005)『児童虐待の実態Ⅱ―輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク―』東京都福祉保健局
- 東京都福祉保健局(2009)『母子保健事業における要支援家庭の早期発見・支援のポイント』東京都福祉保健局
- 徳永雅子(2007)『子ども虐待の予防とネットワーク―親子の支援と対応の手引き―』中央法規出版
- 原田綾子(2008)『「虐待大国」アメリカの苦闘―児童虐待防止への取り組みと家族福祉政策―』ミネルヴァ書房
- 松田博雄(2008)『子ども虐待―多職種専門家チームによる取り組み―』学文社
- 丸山浩一(2009)『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究』こども未来財団
- 山本恒雄・有村大士・新納拓爾・板倉孝枝(2009)『子ども虐待対応の手引き』日本子ども家庭総合研究所

参考 URL

医療法人なかおクリニック『心身症の症状』

<<http://www.nakaoclinic.ne.jp/mental%20health/mental51.html>>最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日

厚生労働省『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_8.html>最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日

厚生労働省『里親制度等について』

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/02.html>最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日

厚生労働省『里親申し込みの動機』

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf>最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日

厚生労働省『社会的養護の現状について』

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf>最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日

厚生労働省『第 8 章援助（在宅指導）』

<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/08.html>>最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日

厚生労働省『乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の概要』

<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/01.html>>最終閲覧日

2013 年 2 月 18 日

厚生労働省『平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の対象者（家庭）への訪問の有無』

<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002rr3u-att/2r9852000002rxut.pdf>>最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日

国立社会保障・人口問題研究所『「生活保護」に関する公的統計データ一覧』

<<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>>

最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日

保育園情報 BOX『保育園に入園できる条件』

<<http://archives.jpn.org/hoiku/002.html>>最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日

渡辺敦司『「幼児教育の無償化」、今度こそできるか』

<<http://sankei.jp.msn.com/life/news/130117/edc13011716160002-n1.htm>>

最終閲覧日 2013 年 2 月 18 日